

熊本県公報

号外 第79号
令和5年(2023年)
3月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 2
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(企業立地課) 6

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 法人事業税
通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合における当該通算子法人に係る法人事業税の申告納付の期間を延長する特例措置を講ずることとした。(第43条関係)
- 2 不動産取得税
サービス付き高齢者向け住宅等に係る課税標準の特例措置又は税額の軽減措置の対象となる住宅等の取得期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(附則第7条の2、附則第8条、附則第8条の2関係)
- 3 自動車税
 - (1) 一般乗合用バスに係る環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和7年3月31日まで延長し、軽油自動車に係る環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和5年12月31日まで延長することとした。(附則第8条の9関係)
 - (2) バリアフリー車両に係る環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の12関係)
 - (3) 側方衝突警報装置を備えたトラックに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年4月30日まで延長し、衝突被害軽減制御装置を備えたトラック・バスに係る環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第8条の12関係)
 - (4) 電気自動車等に係る種別割のグリーン化特例(軽課)の適用期限を令和8年3月31日まで延長し、令和12年度燃費基準70%達成・令和2年度燃費基準達成のガソリン自動車等に係る種別割のグリーン化特例(軽課)の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(附則第9条関係)
- 4 その他規定の整理を行うこととした。(第43条、第47条、附則第6条の7、附則第8条、附則第8条の2、附則第8条の9、附則第9条、附則第9条の3関係)
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県工場等設置奨励条例の一部改正【第1条】
離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 熊本県税特別措置条例の一部改正【第2条】
 - (1) 半島振興法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の不均一課税の対象となる特別償却設備の取得期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(第4条の4関係)
 - (2) 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる特別償却設備の取得期限を令和7年3月31日まで延長するとともに、所要の規定の整理を行うこととした。(第4条の7関係)
 - (3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる基本計画の同意期限を令和7年3月31日まで延長することとした。(第4条の13関係)

	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号ア	4,500円	1,500円
	5,500円	1,500円
	6,500円	2,000円

	3,900円	1,000円
第1項第4号イ	6,000円	1,500円
	7,000円	2,000円
	8,500円	2,500円
	5,300円	1,500円
第1項第5号ア	12,000円	3,000円
	27,500円	7,000円
	17,500円	4,500円
	8,500円	2,500円
第1項第5号イ	16,000円	4,000円
	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
	36,000円	9,000円
	23,500円	6,000円
	11,000円	3,000円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第4項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円

附則第9条第6項中「第101条第1項」を「第101条第1項第1号ア及び第4号ア」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円

第4号ア	4,500円	2,500円
	5,500円	3,000円
	6,500円	3,500円
	3,900円	2,000円

附則第9条の3第1項中「、第3項、第5項又は第6項」を「又は第3項」に、「から第6項まで」を「又は第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第43条第1項（第6号及び第7号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の改正前の熊本県税条例第43条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第9条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

(熊本県工場等設置奨励条例の一部改正)

第1条 熊本県工場等設置奨励条例（昭和39年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条 第4号を次のように改める。

(4) 離島産業振興促進区域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域をいう。

第3条 第1項第2号を次のように改める。

(2) 離島産業振興促進区域内にあって、離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。）を有する工場等

(熊本県税特別措置条例の一部改正)

第2条 熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

同条第4条の4第1項第1号中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4条の7第1項第1号ア中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、「間に、」の次に「同法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「離島産業振興促進区域」という。）内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（を、「特別償却設備」という。）の次に「に」を加え、同号イ中「畜産業、水産業又は薪炭製造業を「離島産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業（過疎地区内において営む畜産

業又は水産業を除く。)に改め、同条第2項中「第4条の2、第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

第4条の13第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

第4条の14から第8条までの規定中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第4条の4第1項第2号」を「第4条の4第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県工場等設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設され、又は増設された工場等について適用し、

施行日前に新設され、又は増設された工場等については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例第4条の7の規定は、施行日以後に離島振興地域内において製造の事業、旅館業(下宿業を除く。)、情報サービス業

その他離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不供する設備(以下「事業用設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに離島振興地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に対して

施行日以後に課すべき事業税について適用し、施行日前に離島振興地域内において事業用設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産

税並びに離島振興地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に対して施行日前に課すべき事業税については、なお従前の例による。